

議案第 81 号
議決第 号

始良市議会議員及び始良市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市議会議員及び始良市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2018年（平成30年）11月27日提出
始良市長 湯元敏浩

始良市議会議員及び始良市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

始良市議会議員及び始良市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成25年始良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

始良市議会議員及び始良市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

第1条中「議員」の次に「(以下「議員」という。)」を、「市長」の次に「(以下「市長」という。)」を加え、「公営」を「公費負担」に改める。

第2条の見出し中「公営」を「公費負担」に改め、同条中「始良市議会議員及び始良市長」を「議員及び市長」に改める。

第7条の見出し中「公営」を「公費負担」に改め、同条本文中「(始良市長の選挙における候補者に限る。)」を削る。

第9条中「通じて」の次に「、選挙の区分に応じ」を加える。

第10条中「枚数が、」の次に「選挙の区分に応じ」を加える。

第11条の見出し中「公営」を「公費負担」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の始良市議会議員及び始良市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後その期日を告示される始良市議会議員の選挙において適用し、施行日の前日までにその期日を告示された始良市議会議員の選挙については、なお従前の例による。